

国民健康保険をやめるとき

勤務先の健康保険に加入したときや、家族の健康保険の扶養に入ったときなどは、鹿追町の国民健康保険をやめる手続きが必要です。

国民健康保険をやめる理由が発生した日から、14 日以内に届出をしてください。

※勤務先の健康保険に加入しても、鹿追町の国民健康保険は自動的に脱退なりません。必ず届出をしてください。

手続きに必要なもの

やめる理由に応じて、次のものをお持ちください。

国民健康保険をやめる理由	必要なもの
勤務先の健康保険に加入したとき	新しく加入した健康保険の資格取得日がわかるもの（健康保険資格取得証明書）又はマイナ保険証、鹿追町国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ
家族の勤務先の健康保険の扶養に入ったとき	健康保険の扶養認定日がわかるもの（健康保険資格取得証明書）又はマイナ保険証、鹿追町国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ
他の市区町村へ転出するとき	鹿追町国民健康保険の資格確認書等
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、鹿追町国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ
加入者が亡くなったとき	亡くなった方の鹿追町国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ、届出する方の本人確認書類

※同じ世帯で複数人が国民健康保険をやめる場合は、対象となる方全員分の資格取得日などが確認できる書類が必要です。

新しく加入した健康保険の資格が確認できるものの例

勤務先の健康保険などに加入した場合は、次のような書類で確認します。

- 資格確認書
- 資格情報のお知らせ
- 健康保険資格取得証明書
- 勤務先や健康保険組合が発行した資格取得日がわかる書類

書類には、次の内容が確認できる必要があります。

- 氏名
 - 生年月日
 - 加入した健康保険の名称
 - 加入した保険者の記号番号
 - 資格取得日または扶養認定日
-

国民健康保険の資格確認書等の返却について

国民健康保険をやめると、鹿追町国民健康保険の資格は使用できません。

お手元に次のものがある場合は、手続きの際に返却してください。

- 鹿追町国民健康保険の資格確認書
 - 鹿追町国民健康保険の資格情報のお知らせ
 - 限度額適用認定証
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - 特定疾病療養受療証
-

資格がなくなった後に国民健康保険を使った場合

勤務先の健康保険などに加入した日以降は、鹿追町の国民健康保険を使用することはできません。

資格がなくなった後に鹿追町国民健康保険の資格確認書等を使用して医療機関を受診した場合、鹿追町が負担した医療費を後日返還していただくことがあります。

新しい健康保険に加入した後は、医療機関や薬局へ新しい健康保険に加入したことを必ずお伝えください。

手続き・お問い合わせ先

鹿追町 保健福祉課 国保医療係

場所: トリムセンター内

電話: 0156-66-1314

FAX: 0156-66-1818

受付時間: 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。

よくある質問

Q. 勤務先の健康保険に入りました。自動的に国民健康保険はやめたことになりますか。

A. いいえ。勤務先の健康保険に加入しても、鹿追町の国民健康保険は自動的に脱退となりません。新しく加入した健康保険の資格取得日がわかるものを持参し、届出をしてください。

Q. 家族の扶養に入りました。手続きは必要ですか。

A. はい。家族の勤務先の健康保険の扶養に入った場合も、国民健康保険をやめる届出が必要です。扶養認定日がわかるものをお持ちください。

Q. 国民健康保険をやめる届出が遅れてしまいました。

A. 14 日を過ぎた場合でも、届出が必要です。できるだけ早く手続きをしてください。届出後、国民健康保険税を再計算します。

Q. 国民健康保険をやめた後に、国民健康保険の資格確認書を使って受診してしまいました。

A. 資格がなくなった後に国民健康保険を使って受診した場合、鹿追町が負担した医療費を返還していただくことがあります。該当する場合は、担当係へご相談ください。